自衛隊の米国派遣訓練にともなう演習場使用料に関する質問主意書

提出者

照

寛

屋

徳

自衛隊の米国派遣訓練にともなう演習場使用料に関する質問主意書

近時、 米軍 再編の名のもとに米軍と自衛隊の 体化、 融合化が急速に進んでいる。 それにともなって、 米

軍と自衛隊 0 共同訓練 (以 下、 日米共同訓練という)、 自衛隊の米国派遣訓練も増加している。 同時に、 在

沖米軍基地における日米共同訓練、 自衛隊単独の訓練も増加しつつある。

自衛隊が米国内の演習場を借りて訓練すれば、

米国の

『対外有償軍事援助

(Foreign

 $\begin{matrix} M \\ i \\ l \\ i \end{matrix}$

t a r У S a 1 е S || F M S) _ (以下、FMSという)となって、米政府に使用料を支払わなくてはな

らない。 陸海空自衛隊の派米訓練はひんぱんにあり、 毎回数十億円を支払っている」。 (半田滋 『防衛融

解』旬報社、二〇一〇)

わ が国は、 厳しい財政事情のもとで在日米軍駐留経費の相当額を負担し、 おまけに、 いわゆる思い やり予

算まで支払っている。 米軍再編にともなう自衛隊の米国派遣訓練が増加し、 多額の演習場使用料を支払い続

けることに、国民の理解を得るのは到底困難であると思料する。

以下、質問する。

平成十九年度から平成二十一年度までの間に自衛隊が実施した米国派遣訓練に関して、 年度毎、 陸海空

訓 自衛隊の別に演習名、 練の法的根拠、 意義、 演習期間、 目的、 成果等について政府の見解を示されたい。 演習場所、 演習内容、 参加部隊及び参加人数を明らかにしたうえで、 同

である。 自衛隊が米国派遣訓練で演習場を使用した場合、 FMSによる装備品や役務の調達については、 FMSによって米国政府に使用料を支払っているよう 米国政府の言い値で支払っているのではない か、か、

との疑念、批判が絶えず、かねてより国会でも追及されてきた。

平成十九年度から平成二十一年度までの間に、 FMSで米国政府に支払った演習場使用料等を年度毎、

陸海空自衛隊の別に明らかにしたうえで、これらの支払いは妥当なものだと考えるか政府の見解を示され

練実施にともなう米軍提供の役務を含むものか明らかにされたい。

米国政府に支払う演習場使用料等は、

演習場賃借料に限られたものか、

それとも訓

 \equiv

前記二項について、

たい。

四 関連して、平成十九年度から平成二十一年度までの間に在沖米軍基地で実施された日米共同訓練及び自

隊及び参加人数を明らかにしたうえで、 衛隊単独の訓練に関して、 年度毎、 陸海空自衛隊の別に演習名、 同訓練の法的根拠、 意義、 演習期間、 目的、 成果等について政府の見解を示 演習場所、 演習内容、 参加紹 部

右質問する。